山北町国土強靭化地域計画

令和４年４月

山　北　町

目　次

第１章　策定の趣旨、位置付け

１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　本計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　本計画と山北町地域防災計画との比較・・・・・・・・・・・・・３
４　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２章　基本的な考え方

１　山北町の災害上の特性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
２　目標設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
３　基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第３章　脆弱性評価

１　脆弱性評価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
２　起きてはならない最悪の事態の想定・・・・・・・・・・・・・・10
３　施策分野の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
４　脆弱性評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第４章　強靭化の推進方針

１　推進方針の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
２　起きてはならない最悪の事態に対する施策分野の設定・・・・・13
３　施策の洗い出し結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
４　施策の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第５章　計画の推進

１　推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
２　施策の重点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
３　計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

別紙類

別紙１　「山北町の災害上の特性（概要）」　・・・・・・・・・・・43
別紙２　「脆弱性評価結果」　・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
別紙３　「施策の洗い出し結果」　・・・・・・・・・・・・・・・・58

※本計画は、神奈川県国土強靭化地域計画（令和４年３月）を踏まえて策定されています。

第１章　策定の趣旨、位置付け

１　計画策定の趣旨

(1)　国においては、平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が公布・施行され、平成 26 年６月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定されました。

国土強靱化とは、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていこうとするものです。

(2)　神奈川県においては、このような国の動きに併せて、大規模自然災害に対する健康診断となる脆弱性評価を実施するとともに、神奈川県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「神奈川県国土強靱化地域計画」（以下、「県計画」という。）を策定しました。

(3)　山北町においても、基本計画及び県計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも町民の生命や財産を守り、地域経済と地域コミュニティの致命的な被害を回避し、迅速な復旧を可能とする「強靭な山北町」をつくるため、「山北町国土強靭化地域計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

2　本計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靭化地域計画として、策定するものであり、本町の国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものです。

本計画の位置付け（概念図）

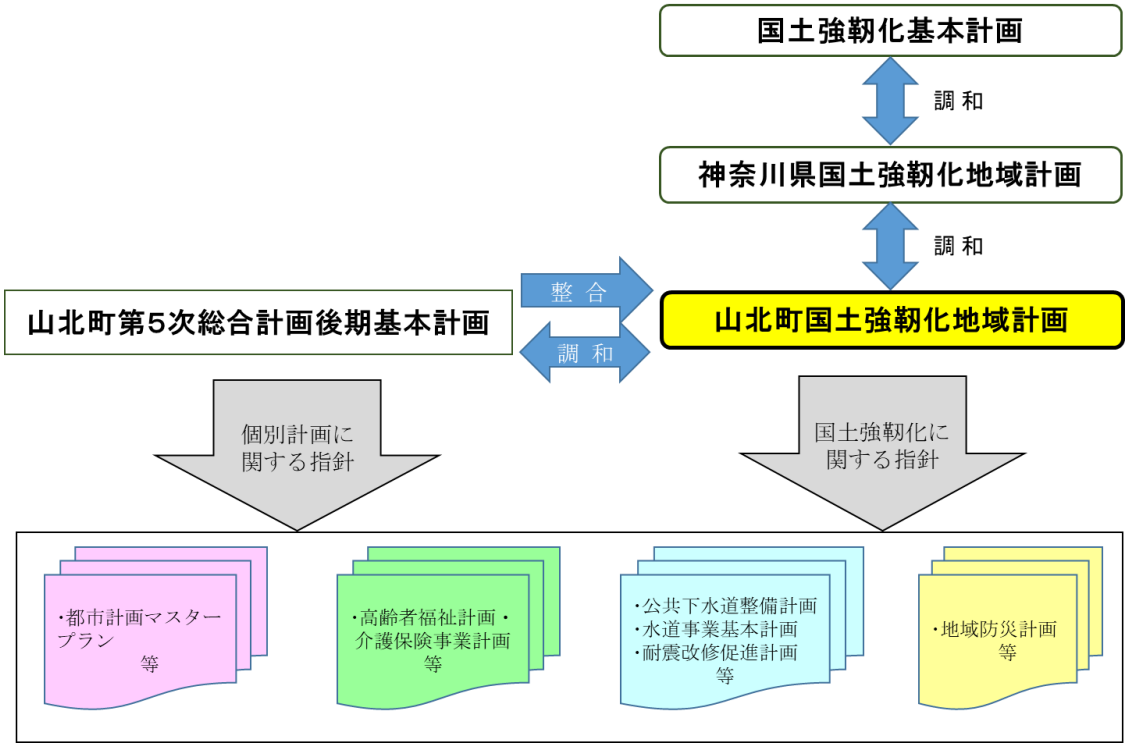

3　本計画と山北町地域防災計画の比較

本計画は、あらゆる自然災害（リスク）に備えるため、本町に起きてはならない最悪の事態を列挙し、それらを回避するために事前に取り組むべき施策を定めるものです。

一方、地域防災計画は、災害種別ごとの危害予防、体制整備、人命救助、発災後の対応等、災害の発生に対応すべきことを定めたものです。

地域防災計画は、強靭化計画の策定後に、その中で示された指針に基づき、必要に応じて見直しを行う場合があります。

国土強靭化地域計画と地域防災計画の比較

	国土強靭化地域計画	地域防災計画
検討する災害	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
対象とする時期	発災前	発災時・発災後
計画の内容	脆弱性評価、脆弱性に対応した施策	個別災害への備え、対応策
対策の優先順位	施策の重点化による明確化	明記なし

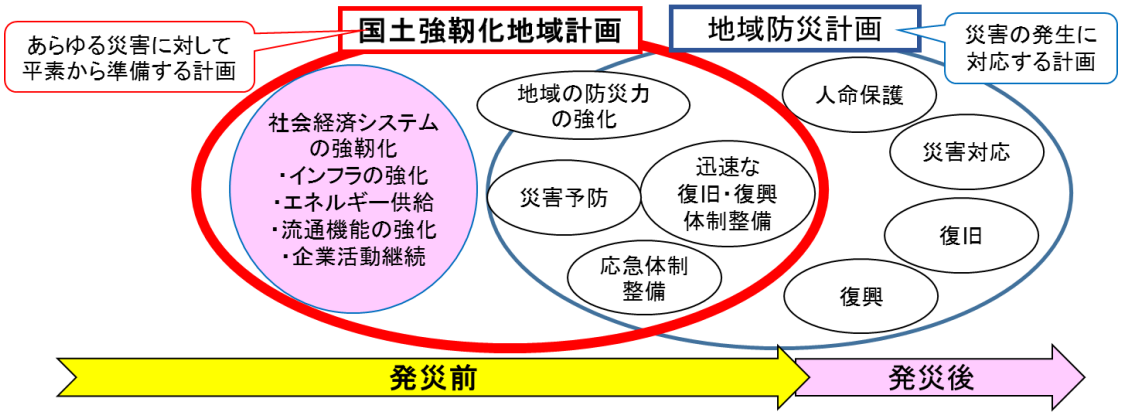

4　計画期間

本計画は、山北町第５次総合計画後期基本計画と整合を図るため、計画期間を令和５年度までの概ね２年間とし、以降概ね５年ごとに見直しを行います。

第２章　基本的な考え方

１　山北町の災害上の特性

(1)　自然環境の特性

ア　町域の約 90％は、丹沢山塊の森林で占められる山岳地帯であり、標高 1,000m 級の山々から平野部に向けて深い渓谷地形を形成しています。

イ　年間降水量は、山北地域では約 2,200㎜～2,600㎜ の降水が、三保地域には約 2,800～3,000㎜ の降水があり、丹沢山系を含めて町内に降った雨は、全て町南部平坦地を横断する酒匂川に集約されます。

ウ　富士山宝永噴火の際に町域に降灰したスコリアは約 60cm 程度であり、未だに山間部に多く堆積しており、大雨の際は宅地や畑に流出することがあります。

エ　住居が多い平野部は、山岳地と河川が接する地形変換点に沿って存在し、周辺の斜面、沢・河川と相まって土砂災害警戒区域に指定される場所が多数存在します。

(2)　社会環境・行政の特性

ア　山北町は、神奈川県西部に位置し、東京から約 80km の距離に所在します。また、本町の西側は、国道２４６号で静岡県小山町につながっています。

イ　山北町の人口は、約１万人であり、減少傾向にあります。また、人口の約 40％は 65 歳以上の高齢者となっています。

ウ　山北町から最寄りの神奈川県出先組織（県西地域県政総合センター、県西土木事務所及び小田原保健福祉事務所足柄上センター）は、足柄上合同庁舎（開成町）にあり、役場から約５㎞ の距離に所在します。

エ　山北町は、常備消防業務（救急業務を含む。）を小田原市に委託しており、その一部である足柄消防署山北出張所に職員 20 人が配置されています。

また、町独自の消防力として、山北町消防団 13 個分団 185 人及び機能別消防団員 26 人の体制を保持しています。

(3)　交通の特性

ア　町域内には東名高速道路と国道２４６号が通過するとともに、新東名高速道路と（仮称）山北スマートインターチェンジが建設中です。

また、鉄道路線としてＪＲ東海御殿場線が、地域のバス路線として富士急湘南バスが運行されています。いずれの交通手段も、地域住民の重要な交通手段となっています。

イ　町域内を通る東名高速道路と国道２４６号及び近い将来開通する新東名高速道路は、いずれも首都圏と東海地域・関西地域を結ぶ主要な交通路であり、大規模災害等により通行が長期間止まった場合は、救助活動や救援物資の運搬、経済活動に重大な影響を及ぼす恐れがあります。

また、大雨や大雪、災害発生時の高速道路の通行止めや閉鎖は、町域内の国道２４６号へ大量の車両流入・交通渋滞を招き、地域住民等の避難行動や救急活動が困難な状態になる場合があります。

ウ　町域内を通る県道７６号、７２１号等各県道は、町民の主要な生活道路となっていますが、その一部は急峻な崖付近を通るため、基準降雨量を超えた場合には通行止めとなります。

エ　町道は全長約 92㎞ であり、その多くはカーブが多い山間隘路となっており、大雨による土砂流出が頻繁に発生し、道路上に土砂が堆積することがあります。

(4)　経済活動上の特性

ア　町の産業人口は、第１次産業約 350 人（約 3.5%）、第２次産業約 1,500 人（15%）、第３次産業約 3,300 人（33%）となっています。

イ　町域の土地の約 90%は森林となっており、農地は全体の 1.4%となっています。

ウ　山北町に包含される西丹沢山地は、その多くが丹沢大山国定公園の一部となっており、登山やキャンプなどに来町される観光客が多く、町内への年間観光入込客数は、約 150 万人と推計されます。

エ　町域のほぼ中央に、神奈川県が管理する三保ダムがあり、洪水調節、水道用水の確保、水力発電を行っています。

(5)　本町の災害上の特性（まとめ）

別紙１「山北町の災害上の特性（概要)」（ｐ43）

(6)　本町における大規模な災害事例

ア　水　害

昭和 12 年７月洪水・土砂災害（1937 年７月 13 日～17 日）

昭和 12 年７月 13 日から 17 日の豪雨により、各所で山崩れや河川氾濫が発生し、田畑は一面濁流と化しました。

この影響で旧山北町（川村岸、川村向原、川村山北および湯触村飛地）だけでも、埋没家屋 271 戸、倒壊家屋 48 戸、流失家屋 15 戸、浸水家屋 859 戸、田畑の流失・埋没は約 209 町歩（約 207 ヘクタール）の被害があったと記録が残っています。

この際、旧共和村では、死亡５人、埋没家屋 23 戸、流失家屋 10 戸、水田流出約 10 町５反（約 10.42 ヘクタール)、畑崩落約 80 町（約 79.36

ヘクタール)、山林崩壊約 80 町（約 79.36 ヘクタール）の被害が、また、旧清水村では水田流出約 20 町（約 19.84 ヘクタール）の被害があったと記録されています。

イ　土砂災害

昭和 47 年７月豪雨（1972 年７月 11～12 日）

「昭和 47 年災」として語り継がれている土石流災害

７月 11 日夜から 12 日朝にかけて豪雨が降り、河内川流域で洪水や土砂流出が起こりました。２日間の総雨量は 530 ミリに達し、死者６人、重軽傷者 24 人、行方不明３人を出しました。最も被害が大きかった箒沢地区は、28 戸のうち 25 戸が全壊または流失しました。

ウ　地震災害

関東大震災（1923 年９月 1 日）

大正 12 年９月 1 日に発生した関東大震災により、旧清水村用沢地区では家屋の倒壊、山林の崩壊、耕地の埋没や流失が発生し、その惨状は言葉では言い表せない状況でした。また、東海道本線（現在の御殿場線）では山崩れによりいたるところで寸断される状況が発生しました。

エ　火山噴火災害

富士山宝永噴火（1707 年 12 月 16 日）

宝永４年 11 月 23 日に、富士山は大規模な宝永噴火を開始、その後 16 日間も噴火が続き、大量の宝永テフラ・降下火砕物が降り続きました。

山北町地域にあっては降灰が 60ｃｍ以上堆積し、降下火砕物の重さによる家屋の倒壊・埋没、田畑・草地への降下堆積による作物・飼料・燃料の不作と森林の荒廃、焼砂の二次移動による渓流・河川への土砂流入と河床上昇による土砂・洪水氾濫が発生しました。

2　目標設定

本町の国土強靭化を推進するにあたり、基本計画及び県計画との調和を図りながら、本町の特性を踏まえ「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」を次のとおりとします。

(1)　基本目標

①　人命の保護が最大限図られること
②　社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③　町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④　迅速な復旧復興

(2)　事前に備えるべき目標

①　人命の保護

避難行動を含む事前の行動により災害による直接死と同原因の重症傷を最大限回避するとともに、発災直後の共助・公助による救出救助、応急救護の実施等により、人命の保護を最大限に図ります。

②　迅速な救助・救急、医療活動等

発災後にあっても救助・救急、医療活動等が迅速に行われる環境整備に努めるとともに、被災者等の健康管理、良好な避難生活環境を維持し、命を守り、身体的・精神的健康の回復を図ります。

③　行政機能の維持

災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保します。

特に、発災直後には被害状況の把握、救出救助活動及び避難所の開設等の非常時優先業務を遂行するとともに、ある程度経過した後の被災者相談・支援、土地・建物等の被害状況把握、各種被災認定、災害ボランティアの受入れ、仮設住宅の確保等の災害対応業務遂行など、災害状況の特質と推移に応じて優先順位を設定し、行政機能を途絶えさせません。

④　情報通信機能の確保

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保に努めます。

災害対応には、関連情報の収集・判断・周知にテレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット並びに防災行政無線等の情報通信媒体及びそれらを介した緊急地震速報などの各種情報サービス等が不可欠であり、これらの情報通信機能を麻痺させず、常時活用できる状況を目指します。

⑤　経済活動の機能不全防止

地域の経済活動を機能不全に陥らないようにします。

特に、道路の寸断、水道・電力等の停止により、地域経済の基幹となる企業活動が阻害されないように努めます。

⑥　**ライフラインの維持・復旧**

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料供給、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図り、日常生活を早期に取り戻します。

⑦　**二次災害の防止**

制御不能な複合災害・二次災害を発生させません。

特に、山北町の特性を踏まえ、土砂崩れ・土砂流出等による河道閉塞（天然ダム）の発生や、町域内道路の大規模渋滞発生による人命救助活動の遅延などの被害拡大を最大限回避することを目指します。

⑧　**地域社会・経済の迅速な再建・回復のための条件整備**

地域社会、地域経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備します。

「迅速」には、復興事業に掲げた施設が完成することのみならず、復興に至る計画が速やかに合意形成され確定すること（将来が見通せること）、復興に至るまでの仮設住宅、仮店舗、仮工場が速やかに整うことも含むものとします。

「復興」には、住宅や工場等の再建、人口や生産高の回復のみならず、地域固有の文化・シンボルや生活及びその基盤となる地域コミュニティの維持、風評被害の収束、心の安定など、無形のものも含みます。

またそのためには、地域・自治会の連携、住民一人ひとりのレジリエンス力（困難な状況に直面しても柔軟に対応できる力）向上が重要であることに留意します。

3　基本的な方針

本町の国土強靭化を推進するにあたり、基本計画における「国土強靭化を推進する上での基本的な方針」、県計画「強靭化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、次に掲げる基本的な方針に基づき取り組みます。

【強靭化に向けた取組姿勢】

・本町の強靭化を損なう原因を多方面から確認しつつ取り組みます。

・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画に取り組みます。

・強靭化に向けた各種計画は、災害への対応能力の向上のみならず、その付随効果として、平素から地域の活力高揚や経済成長にも資する取組とします。

・新型感染症の発生、自然環境の変化に伴う災害の激甚化等、従来には見受けられなかった新たな災害に対しても情報収集に努め、柔軟に対応するとともに、町民に対してすみやかに情報発信するように努めます。

【適切な施策の組み合わせ】

・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。

・「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、町、民間が適切に連携及び役割分担して強靭化に資する適切な対策を講じます。

・非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

・新型感染症の発生、記録的豪雨、火山噴火等及びそれらに伴う複合災害・二次災害を見据えた対策を進めます。

【効率的な施策の推進】

・人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえます。

・既存の社会資本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図ります。

・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努めます。

【地域の特性に応じた施策の推進】

・人のつながりやコミュニティ機能を強化し、強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。

・高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮するとともに、本町地域の特性（自然、産業等）に応じた施策を推進します。

第３章　脆弱性評価（現状認識、弱点の整理）

１　脆弱性評価の考え方

脆弱性評価は、本町の強靭化施策を適切にし、予期しない被害を防止または最小限にするため極めて重要と認識し、以下の順序・要領で実施します。

(1)　本計画の策定にあたり、本町において想定される大規模自然災害全般を対象として検討します。

町民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、遠くない将来に発生する可能性があると予測されている首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害があり、そのほかに、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、本町の特性及び県計画の内容を踏まえ、本計画では大規模自然災害を想定した評価を実施します。

(2)　町民の生活・経済に影響を及ぼすことが予想される災害（リスク）を全て列挙します。特に、町民の生命、本町の存続に影響を及ぼす災害を見逃さないようにします。

(3)　まず、本町の特性、自然環境等を考慮して、災害を挙げ、次いでそれらの場所、時期、災害種類、規模等を考察します。

(4)　この際、常に自然災害発生に伴って発生する火災、停電、通信障害、交通障害、上下水道の障害、食料品・燃料等の不足、孤立化地域の発生、治安の悪化、救急医療への影響等とそれに伴う住民の行動（パニック、交通渋滞の発生など）を考察します。

(5)　脆弱性評価にあたっては、本町に及ぼす影響の少ないもの（津波など）は除外し、また、影響度の差の少ないものは統合・整理し、特徴ある形で列挙します。

(6)　従来の災害想定にない新型感染症の発生、記録的豪雨の発生、火山噴火等及びそれらに伴う複合災害・二次災害を慎重に考察します。

２　起きてはならない最悪の事態の想定

本町では、県計画を基礎として、山北町地域防災計画における事前対策、本町の地域特性を踏まえながら国土強靭化に資する施策の洗い出しを行い、「起きてはならない最悪の事態」として課題を想定しました。

起きてはならない最悪の事態（山北町版）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	人命の保護	1－1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1－2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1－3	欠番　大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1－4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1－5	大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1－6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	迅速な救助・救急、医療活動等	2－1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2－2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2－3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2－4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2－5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2－6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2－7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	行政機能の維持	3－1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3－2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	情報通信機能の確保	4－1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4－2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4－3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動の機能不全防止	5－1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5－2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5－3	欠番　コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5－4	欠番　海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5－5	東名高速道路や国道246号等の幹線が分断するなど、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5－6	食料等の安定供給の停滞
6	ライフラインの維持・復旧	6－1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6－2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6－3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6－4	鉄道・高速道路等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6－5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	二次災害の防止	7－1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7－2	欠番　海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7－3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、トンネル等地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7－4	ため池、防火水槽、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7－5	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
		7－6	農地・森林等の被害による地域の荒廃
8	地域社会・経済の迅速な再建・回復のための条件整備	8－1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8－2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8－3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8－4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8－5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8－6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

県計画との整合を図りながら、山北町に及ぼす影響の少ないもの（灰色に着色した項目）については除外し、その番号項目は欠番としました。

3　施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」に対応する機能等を「施策分野」として設定し、次の７つの個別施策分野と１つの横断的分野に区分して現状の弱点を検討・列挙しました。

【個別施策分野】（７つ）

・行政機能／警察・消防等
・住宅・都市・交通・国土保全
・保健医療・福祉
・情報通信
・産業・物流・エネルギー
・環境・農林
・土地利用

【横断的分野】（１つ）

・リスクコミュニケーション

4　脆弱性評価の結果

脆弱性評価の結果は別紙２「脆弱性評価結果」（ｐ44）のとおりです。

第４章　強靭化の推進方針

１　推進方針の検討

(1)　推進方針の検討は、脆弱性の評価により「起きてはならない最悪の事態」から導き出された施策分野ごとの脆弱性に対して、これを回避するための方策を主に業務所掌課で検討しました。更に、横断的な検討を加え、推進方針を案出しました。

(2)　各推進方針の案出にあたっては、各所掌課の任務を分析して、達成すべき目標とその目的を明確にして推進方針を案出しました。その際、「起きてはならない最悪の事態」を回避することが可能であるものを全て考察するとともに、類似するものは統合しました。

推進方針の検討（イメージ図）

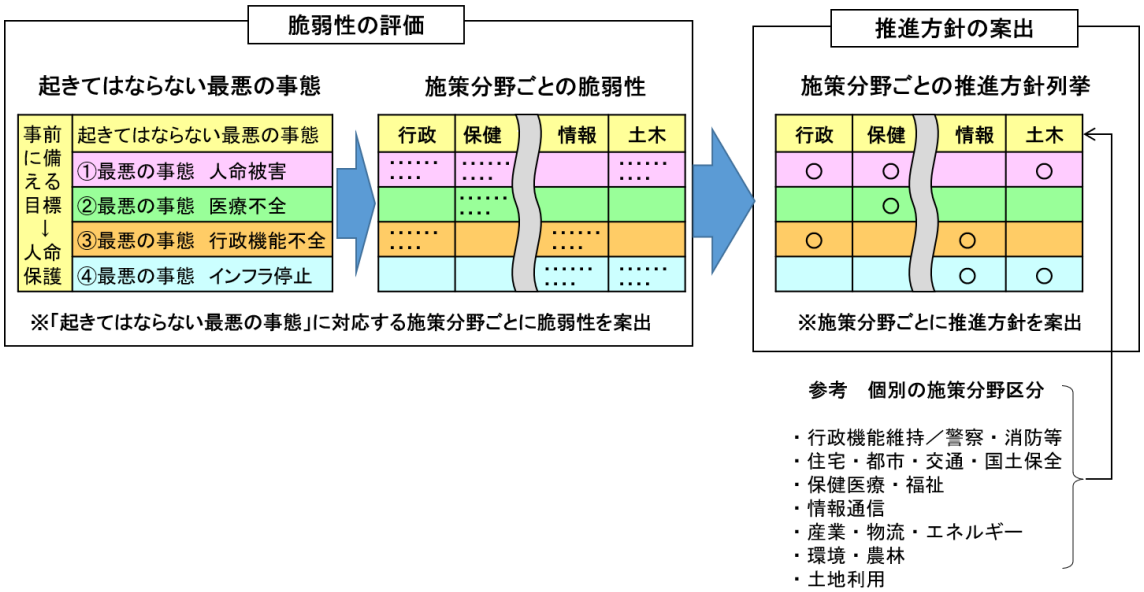

２　起きてはならない最悪の事態に対する施策分野の設定

各「最悪の事態」を回避するための施策及びそれに関連する施策分野については、次のとおりとしました。

「最悪の事態」を回避するための施策及びそれに関連する施策分野一覧

№	最悪の事態を回避するための施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
1	住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策	○	○						○
2	民間大規模建築物の耐震化		○						○
3	防災拠点となる公共施設等の耐震化	○	○	○					
4	建物の不燃化対策	○	○						○
5	広域避難を必要とする大規模災害発生時の情報伝達体制の整備	○			○				
6	土砂災害対策	○	○						○
7	治山対策						○		○
8	森林の機能維持						○		○
9	治水対策		○						○
10	河川改修		○						○
11	排水施設の整備		○						
12	貯水池等の整備		○						
13	河川管理施設の整備		○						
14	農業用施設等の整備						○		
15	道路・橋りょう等の整備		○						
16	計画的な土地利用	○	○					○	
17	市街地の防災性向上	○	○						○
18	危険を回避した土地利用	○	○					○	
19	避難所・避難場所の確保・整備	○	○						○
20	水道施設の耐震化及び給水体制の確保		○						
21	汚水処理機能の確保		○						
22	電力の安定供給	○							○
23	輻輳(ふくそう)への対策	○							○
24	液状化対策		○						○
25	危険物等施設の安全対策	○		○					○
26	町民の防災意識の向上								○
27	外国人の安全確保対策	○							○
28	防災教育の充実	○							○
29	ハザードマップによる啓発	○							○
30	町民参加の防災訓練の実施	○							○
31	関係機関との連携による防災訓練の実施	○		○					○
32	地域特性に応じた訓練の実施	○							
33	実践的な訓練の実施	○							
34	消防団・自主防災組織の強化	○							○
35	町民の救護能力の向上			○					○
36	災害時医療救護体制の整備			○					
37	企業の防災体制の確立	○				○			○
38	医薬品・医療機器等の整備	○		○					○
39	ヘリポート等の整備	○							
40	防疫体制の整備			○					

№	最悪の事態を回避するための施策	関連する施策分野							
		行政機能	住宅・都市	保健医療	情報通信	産業・物流	環境・農林	土地利用	リスクコ
41	広域火葬体制の強化			○			○		
42	救助・救急体制の充実	○							
43	消防の広域化	○							○
44	広域応援受援体制の強化	○							○
45	災害対応できる資機材の整備	○							
46	多数の者が利用する施設の安全確保	○							○
47	社会福祉施設の防災対策			○					
48	要配慮者等への支援	○		○					○
49	町民等への情報発信体制の整備	○			○				○
50	災害情報の収集・伝達体制の整備	○			○				○
51	被災者支援に関する情報システムの構築	○			○				○
52	孤立化対策の推進	○							○
53	帰宅困難者対策の推進	○				○			○
54	避難所の運営体制の整備	○		○					
55	応急仮設住宅の迅速・的確な提供	○	○						
56	ペット対策	○					○		○
57	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	○				○			○
58	災害対策本部の機能強化	○			○				
59	業務継続体制の確保	○							
60	道路啓開・交通規制体制の整備	○	○						○
61	燃料の確保	○							
62	道路の安全確保	○							
63	自立・分散型エネルギーの導入促進						○		
64	応急危険度判定等の体制整備	○	○						
65	災害救援ボランティア活動の充実強化	○		○					○
66	学校の防災体制の整備	○							○
67	文化財所有者・管理者の防災対策	○							○
68	災害廃棄物の処理体制の整備						○		
69	被災者相談・被災者支援の実施体制の整備	○							○
70	復興対策マニュアルの整備	○							
71	地籍調査の促進	○							
72	火山災害対策	○							○
73	雪害に対する安全性の確保	○	○						○

3　施策の洗い出し結果

施策の洗い出し結果は、別紙３「施策の洗い出し結果」（ｐ58）のとおりです。

4　施策の推進方針

施策の洗い出し結果に基づく「施策の推進方針」は、次のとおりです。

施策の推進方針

事前に備えるべき目標	
1　人命の保護	
起きてはならない最悪の事態	
1－1　住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
1　住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策	・住宅の耐震化について、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図ります。また、屋内収容物等の転倒防止や落下防止などの安全対策を進めます。【都市整備課】 ・町民や事業者を対象としたパンフレットの配布等を通じて、家具・家電の転倒防止対策等の防災広報に努めます。【都市整備課】【地域防災課】 ・防火構造や耐火構造など、防火対策を講じた公共施設の建設を進めます。【定住対策課】
2　民間大規模建築物の耐震化	・地震発生時に多くの人が滞在する可能性がある民間施設の耐震化を進め、外出先などでの地震の揺れによる被害軽減を図ります。【都市整備課】
16　計画的な土地利用	・町土の安全性を高めるため、山北町土地利用計画等に基づき、防災に配慮した総合的かつ計画的な土地利用を推進します。【企画総務課】 ・自然災害に配慮した公共施設の建設を進めます。【定住対策課】
17　市街地の防災性向上	・延焼拡大を防ぐ建物や道路等の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制します。また、大規模盛土造成地の滑動崩落による被害を軽減するため、宅地の耐震化の取組を推進します。【都市整備課】 ・ 配水系統の切替等の対応を行い、消火栓への初期消火水確保を行います。【上下水道課】

	・救急活動や町民の避難行動に必要な道路を優先道路として使用できるよう防災広報するとともに、状況に応じ警察に交通統制、交通誘導等を要請し、安全に通行できる道路の確保に努めます。【地域防災課】
18　危険を回避した土地利用	・市街地及びその周辺への公園や緑地の確保を一層推進し、公共空間としての道路、河川機能の確保を図ります。また、都市公園における防犯上必要な整備を進めるとともに、災害時に実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組みます。【都市整備課】 ・アボイド情報を使用して危険回避を考慮した公共施設の建設を行います。【定住対策課】
19　避難所・避難場所の確保・整備	・大量の被災者の発生や、長期避難生活を余儀なくされる場面に備えて町内の各避難所を確保・充実するとともに、広域避難体制の整備を進めます。【地域防災課】 ・自治会と連携しながら、火災や大規模地震等が発生した際の避難場所の確保と住民への周知に努めます。【地域防災課】 ・避難所に対する応急給水飲料水のため、給水車や給水袋を確保します。【上下水道課】
24　液状化対策	・継続して液状化対策を進めるとともに、町民や事業者の「自助」による取組を推進するために、液状化の可能性がある地域の啓発に努めます。【都市整備課】
25　危険物等施設の安全対策	・健康福祉センター従事者及び施設管理事業者に対し、安全対策についての研修及び防災訓練を実施し、保安体制の向上に努めます。【保険健康課】 ・危険物施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化の促進、保安体制の充実、防災教育、防災訓練の実施などの実施を働きかけます。【地域防災課】
26　町民の防災意識の向上	・町民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆の町は、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を実現するため、防災意識の啓発・向上を図る防災広報に努めます。【地域防災課】

	・台風の接近や地震の発生等の時機を捉えて、あんしんメール等により防災広報を実施します。【地域防災課】
27　外国人の安全確保対策	・やさしい日本語や多言語による防災広報を実施し、外国人対応を含めた防災訓練、防災教育等の実施に努めます。【地域防災課】 ・防災に関するパンフレットや冊子を、やさしい日本語及び多言語に翻訳して公開・配布を行います。【地域防災課】
28　防災教育の充実	・学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手育成を図るなど、防災教育の一層の充実を図ります。【地域防災課】 ・自治会の防災研修、学校における防災教育、各種訓練・イベント等あらゆる機会を捉えて住民の防災意識の啓発を図ります。【地域防災課】 ・山北町消防団の活動や出初式等行事を積極的に広報し、防火意識の啓発を図ります。【地域防災課】
29　ハザードマップによる啓発	・ハザードマップの整備・更新・配布を実施し、居住場所や通勤経路などの日頃利用している場所の災害リスクの認識普及や家庭での防災準備などの啓発等に努めます。【地域防災課】 ・町のホームページ、防災アプリ等複数の手段を用いてハザードマップ情報に住民が接触（アクセス）しやすい環境を整備します。【地域防災課】
30　町民参加の防災訓練の実施	・行政関係者だけでなく、地域住民や事業者も参加する防災訓練を実施し、地域の災害対応力の向上を図ります。【地域防災課】 ・自治会が行う防災訓練に必要な資材等について、助成を行います。【地域防災課】 ・自治会が実施する防災訓練について、事業者や若い世代の住民が参加できる内容を提案し、地域の災害対応能力向上に努めます。【地域防災課】 ・地震発生時の安全確保行動として「かながわシェイクアウト」を訓練に取り込みます。【地域防災課】

31　関係機関との連携による防災訓練の実施	・医療救護組織や広域応援組織が山北町で円滑に集中・活動できるように、平時から県や関係機関と連携して訓練を行い、災害発生時における体制及び連携の強化、対応力の向上を図ります。【地域防災課】【保険健康課】【福祉課】
34　消防団・自主防災組織の強化	・大規模災害発生時における「自助」「共助」による応急活動を推進するため、地域の防災力の向上を図ります。【地域防災課】 ・消防団の団員確保のため、団員募集広報の充実を図ります。【地域防災課】 ・自主防災組織の防災力向上とノウハウ継続を図るため、地域防災リーダーの育成を図ります。【地域防災課】
46　多数の者が利用する施設の安全確保	・日頃から施設の維持管理を確実に行うとともに、施設従事職員及び関係機関と連携して、定期的に防災訓練・避難訓練を行います。【生涯学習課】【保険健康課】
47　社会福祉施設の防災対策	・社会福祉関連施設の定期的な施設・設備の安全性点検を実施します。【福祉課】 ・社会福祉施設における建物の耐震化や設備の安全性確保を図ります。【福祉課】【保険健康課】 ・介護保険施設等の耐震化をはじめとする施設整備に対する財政支援やその他必要な情報提供を行います。【福祉課】【保険健康課】 ・福祉避難所に指定された施設について、避難計画の策定等を支援します。【地域防災課】
48　要配慮者等への支援	・福祉避難所の整備・確保を進めます。【地域防災課】 ・高齢者をはじめとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全を確保します。【福祉課】【保険健康課】 ・町内介護施設との協定に基づき円滑な連携及び対応を行います。【保険健康課】 ・「足柄上地域における災害時安否確認の情報提供協力に関する指針」に基づき居宅介護支援事業所

	等から得た情報を活用し、支援活動を行います。【保険健康課】 ・高齢者等の福祉的支援を必要とする者に対する支援を行うため、介護保険サービス事業所等との連携体制の整備に取り組みます。【保険健康課】 ・保育所や放課後児童クラブにおける児童の安全確保等のため、施設・事業者と連携し情報交換を深めながら、災害時の対応や保護者との情報共有の体制整備に取り組みます。【福祉課】
54　避難所の運営体制の整備	・避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、体調管理、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所の運営には十分配慮するよう努めます。【地域防災課】【こども教育課】 ・新型感染症対策等に配慮した避難所開設・運営に努めます。【地域防災課】 ・避難所ごとに避難所運営委員会を立ち上げ、避難所運営の担い手を段階的に自治会組織へ移行できる体制を整備します。【地域防災課】
56　ペット対策	・避難所におけるペットの受入体制の整備を進めるとともに、飼主に対しては、普段から備えておくべきこと等の防災広報を行い、災害時に備えます。【環境課】【地域防災課】
66　学校の防災体制の整備	・児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保します。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導ができるよう体制の整備を図ります。【こども教育課】 ・災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、各学校で作成している学校安全計画等の見直しを行い、実効性のある避難実施計画を定めます。【こども教育課】

	・教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。【こども教育課】 ・児童・生徒等の通学路の安全点検を行います。【こども教育課】【地域防災課】 ・避難所、避難場所として指定する学校及び関連自治会等と連携し、避難所運営マニュアルの整備・修正を進めます。【こども教育課】【地域防災課】
67　文化財所有者・管理者の防災対策	・災害から貴重な文化財等を保護するため、文化財等の防災・減災対策を推進します。【生涯学習課】 ・県文化財防災対策マニュアルを参考とした防災対策の、周知・啓発に努めます。【生涯学習課】 ・土砂災害・洪水ハザードマップ等により、日頃から所有者等の防災意識向上を図ります。【生涯学習課】 ・所有者等の情報を把握し、緊急時における連絡体制の構築を図ります。【生涯学習課】
69　被災者相談・被災者支援の実施体制の整備	・災害発生時の住民からの多種多様な相談・要望等に対応する相談窓口の開設や対応マニュアルの整備、関係機関との連携を進めます。【地域防災課】 ・被災者生活再建支援法が適用される災害で、同法の適用外地域に対して県が独自に実施する支援の実施について、県と連携を進めます。【地域防災課】

起きてはならない最悪の事態	
１－２　密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
４　建物の不燃化対策	・感震ブレーカー各製品の性能・効果について検討し、情報発信等に努めます。【地域防災課】 ・防火構造や耐火構造など、防火対策を講じた公共施設の建設を進めます。【定住対策課】
25　危険物等施設の安全対策	（再掲　１－１参照）

26　町民の防災意識の向上	（再掲　１－１参照）
27　外国人の安全確保対策	（再掲　１－１参照）
28　防災教育の充実	（再掲　１－１参照）
30　町民参加の防災訓練の実施	（再掲　１－１参照）
34　消防団・自主防災組織の強化	（再掲　１－１参照）
46　多数の者が利用する施設の安全確保	（再掲　１－１参照）
47　社会福祉施設の防災対策	（再掲　１－１参照）
48　要配慮者等への支援	（再掲　１－１参照）
54　避難所の運営体制の整備	（再掲　１－１参照）
56　ペット対策	（再掲　１－１参照）
66　学校の防災体制の整備	（再掲　１－１参照）
67　文化財所有者・管理者の防災対策	（再掲　１－１参照）

（１－３は欠番）

起きてはならない最悪の事態	
１－４　突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
９　治水対策	・神奈川県が管理する町内の各河川等について、酒匂川下流域への災害予防のため、流木の回収、流入土砂の除去等の治水対策を推進するよう県に要望します。【都市整備課】【地域防災課】
10　河川改修	・神奈川県が管理する町内の各河川等について、災害予防のため、必要な河川改修を推進するよう県に要望します。【都市整備課】

11　排水施設の整備	・浸水防止対策の整備を推進していきます。 【都市整備課】
14　農業用施設等の整備	・農業用排水路の適切な維持管理により大雨時に施設が正常に機能するよう、管理体制の強化推進を図ります。【農林課】 ・日常管理や大雨時の対応は地元で行いつつ、必要な修繕については町で行います。【農林課】
16　計画的な土地利用	（再掲　１－１参照）
17　市街地の防災性向上	（再掲　１－１参照）
18　危険を回避した土地利用	（再掲　１－１参照）
19　避難所・避難場所の確保・整備	（再掲　１－１参照）
54　避難所の運営体制の整備	（再掲　１－１参照）

起きてはならない最悪の事態	
１－５　大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生	
5　広域避難を必要とする大規模災害発生時の情報伝達体制の整備	・広域避難を必要とする大規模災害（富士山噴火災害を含む。）を踏まえ、住民等の迅速かつ継続的な避難行動を支えるために、災害情報を含む行政サービス全般の伝達体制の整備、伝達手段の多重化等を進めます。【地域防災課】
6　土砂災害対策	・豪雨や地震によるがけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害に備えるため、土砂災害防止施設の整備を推進します。【都市整備課】 ・土砂災害ハザードマップの普及に努め、豪雨や地震等の状況に応じて住民が円滑に避難行動できるよう防災広報に努めます。【地域防災課】
7　治山対策	・山地災害を未然に防止するため、県への治山要望を実施します。【農林課】 ・自治会要望等を取りまとめ、適宜、県への要望を行います。【農林課】
9　治水対策	（再掲　１－４参照）
10　河川改修	（再掲　１－４参照）
14　農業用施設等の整備	（再掲　１－４参照）

16　計画的な土地利用	（再掲　１－１参照）
17　市街地の防災性向上	（再掲　１－１参照）
18　危険を回避した土地利用	（再掲　１－１参照）
19　避難所・避難場所の確保・整備	（再掲　１－１参照）
26　町民の防災意識の向上	（再掲　１－１参照）
27　外国人の安全確保対策	（再掲　１－１参照）
28　防災教育の充実	（再掲　１－１参照）
29　ハザードマップによる啓発	（再掲　１－１参照）
30　町民参加の防災訓練の実施	（再掲　１－１参照）
31　関係機関との連携による防災訓練の実施	（再掲　１－１参照）
32　地域特性に応じた訓練の実施	・山北町の地域特性を踏まえた段階的・実践的訓練を実施し、町、地域住民、防災関連組織、事業所、各種団体と連携による防災能力向上を図ります。【地域防災課】 ・蓋然性の高い災害（台風・大雨）に対する防災訓練を基礎として、その訓練成果を段階的に発展させ、徐々に被害強度が大きい災害（火山噴火、大規模地震災害等）等に対する防災訓練に拡充します。【地域防災課】 ・土砂災害により道路が寸断され、孤立する地域が発生する場面を想定した訓練を実施します。【地域防災課】
34　消防団・自主防災組織の強化	（再掲　１－１参照）
46　多数の者が利用する施設の安全確保	（再掲　１－１参照）
47　社会福祉施設の防災対策	（再掲　１－１参照）
48　要配慮者等への支援	（再掲　１－１参照）

49　町民等への情報発信体制の整備	・災害時に町民に対して、迅速かつ正確な情報伝達を行うなど、的確な災害広報活動ができるよう体制整備に努めます。【企画総務課】【地域防災課】 ・報道機関（テレビ、ラジオ、新聞など）の協力のもと、山北町の災害報道を図り、被災者に対して必要な情報を提供できるように努めます。【地域防災課】
50　災害情報の収集・伝達体制の整備	・災害発生状況を収集・伝達するために防災行政無線の充実を図るとともに、既存の行政用システム（ソフトウェア）の活用に努めます。【地域防災課】 ・神奈川県が進める県防災行政通信網の整備に協力するとともに、既存のＪアラート等各種警報伝達システムの確実な維持に努めます。【地域防災課】 ・現状の災害情報収集・伝達方法の課題やIT技術の進展、町内・外の通信インフラの充実状況を踏まえ、災害情報受電体制の一層の充実に向けた検討を進めます。【地域防災課】 ・大規模な災害発生により住民に被害が発生した恐れがある場合にも、速やかに安否確認ができる方法・手段を検討します。【地域防災課】
54　避難所の運営体制の整備	（再掲　１－１参照）
56　ペット対策	（再掲　１－１参照）
66　学校の防災体制の整備	（再掲　１－１参照）
69　被災者相談・被災者支援の実施体制の整備	（再掲　１－１参照）
72　火山災害対策	・町に被害を及ぼすおそれのある箱根山及び富士山の火山活動による影響を軽減するため、情報伝達、迅速な避難誘導等の火山災害対策を進めます。【地域防災課】 ・国及び防災関係機関と連携し、経済活動、住民生活等に及ぼす影響を軽減するため、火山噴火時

	の降灰対策などについて検討します。【地域防災課】 ・山梨県、静岡県、関係市町村、国等の関係機関と連携し、富士山火山防災対策協議会において、富士山噴火時の円滑な住民避難要領などの検討を進めます。【地域防災課】 ・関係機関と連携し、避難者の受入れも含めた具体的な避難計画を作成します。また、噴火時を想定した実践的な防災訓練を実施し、富士山の火山災害に対する防災体制の充実を図ります。【地域防災課】

起きてはならない最悪の事態	
１－６　暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
53　帰宅困難者対策の推進	・事業者に対して一斉帰宅の抑制と、それを可能にする職場での備蓄などに関する防災広報を行います。【地域防災課】 ・大規模な帰宅困難者が発生した場合に備え、警察、交通関係機関などと協力し、一時的に避難できる場所を開設する等、帰宅困難者の保護対策を検討します。【地域防災課】
57　飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	・地震発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、町による備蓄や協定の締結による供給体制の強化を推進します。【地域防災課】
73　雪害に対する安全性の確保	・大雪等に伴う都市機能の阻害などの雪害について、ライフライン施設等の機能の確保を図ります。【都市整備課】 ・大雪等が予想される場面にあっては、あんしんメール等により町民へ幅広く注意喚起して被害の極限を図ります。【地域防災課】

事前に備えるべき目標	
２　迅速な救助・救急、医療活動等	
起きてはならない最悪の事態	
２－１　被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
20　水道施設の耐震化及び給水体制の確保	・ビジョン、事業計画等により、老朽化施設の更新及び耐震化を行い、ライフラインである上下水道の安全性向上を図ります。【上下水道課】
26　町民の防災意識の向上	（再掲　１－１参照）
38　医薬品・医療機器等の整備	・災害時等において、県、県薬剤師会、県医薬品卸業協会等と連携し、医薬品等の需給情報の的確な収集、医薬品等の供給体制についての情報を町内医療機関等に提供します。【保険健康課】 ・健康福祉センターにおける災害時医療資材の備蓄及び更新を進めます。【保険健康課】 ・足柄上医師会及び足柄上地区５町と連携して医薬品を備蓄します。【地域防災課】
44　広域応援受援体制の強化	・広域的な受援・応援を円滑に行うため、普段から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図ります。【地域防災課】 ・大規模災害時に、警察、消防、自衛隊などの広域的な救出救助部隊の受入や国からのプッシュ支援等を円滑・効率的に受け入れられるよう、各受け入れ体制を点検・整備します。【地域防災課】 ・災害時相互応援協定を締結している関係自治体が被災した場合は、これを支援する側となって活動することも想定されることから、普段から関係自治体と情報交換等を実施します。【地域防災課】
57　飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	（再掲　１－６参照）
66　学校の防災体制の整備	（再掲　１－１参照）

起きてはならない最悪の事態	
２－２　多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
15　道路・橋りょう等の整備	・道路や橋りょうについて、耐震化や多重性の確保を進めます。【都市整備課】
26　町民の防災意識の向上	（再掲　１－１参照）
33　実践的な訓練の実施	・複合災害など、多様な場面を想定した緊急参集訓練、図上訓練等を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図ります。【地域防災課】 ・町域の災害特性を踏まえた災害を想定した防災訓練を実施します。【地域防災課】 ・避難所運営訓練について、新型感染症対策等を配慮した避難所開設・運営、被災時の男女のニーズへの対応、要配慮者等の多様な視点などに十分配慮した防災訓練や避難訓練に努めます。【地域防災課】
39　ヘリポート等の整備	・既存のヘリコプター臨時離着陸場の機能確認・維持及びそこに至る経路の維持整備を進めます。【地域防災課】 ・物資輸送型ドローンの支援を受ける場面を想定し、操縦拠点、離発着場となり得る候補地の選定を進めます。【地域防災課】
52　孤立化対策の推進	・大規模災害により孤立地域が発生した場合に備えて、県、自治会等と連携して孤立化対策に取り組みます。【地域防災課】【企画総務課】 ・災害による孤立集落発生に備えた事前対策と、孤立集落発生時の応急対策を県、他市町村と連携して、強化・充実を図ります。【地域防災課】【企画総務課】

起きてはならない最悪の事態	
２－３　自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
31　関係機関との連携による防災訓練の実施	（再掲　１－１参照）

42　救助・救急体制の充実	・大規模災害が発生した際、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施することができるよう、救助・救急部隊との連携要領、活動拠点の整備を進めます。【地域防災課】 ・消防団への救出・救助用資機材の充実及び操作要領の普及に努めます。【地域防災課】
43　消防の広域化	・小田原市消防本部による消防事業が円滑に運営できるように、連携充実を図ります。【地域防災課】
44　広域応援受援体制の強化	（再掲　２－１参照）
45　災害対応できる資機材の整備	・大規模災害が発生した場合における避難措置、救出救助活動、緊急交通路確保活動等の応急対策を迅速・的確に実施するため、情報収集用資機材、救出救助用資機材等の整備に努めます。【地域防災課】

起きてはならない最悪の事態	
２－４　想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
26　町民の防災意識の向上	（再掲　１－１参照）
53　帰宅困難者対策の推進	（再掲　１－６参照）
57　飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	（再掲　２－１参照）

起きてはならない最悪の事態	
２－５　医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
３　防災拠点となる公共施設等の耐震化	（再掲　１－１参照）
15　道路・橋りょう等の整備	（再掲　２－２参照）
31　関係機関との連携による防災訓練の実施	（再掲　１－１参照）

35　町民の救護能力の向上	・町民の救護能力の向上を図るため、防災訓練等において町民に対して救急救命に対処するための救護情報の普及・啓発を実施します。【保険健康課】 ・小田原市消防本部が行う住民向けの救命講習について、広報誌等により PR します。【地域防災課】 ・地域防災リーダーの育成を通じて、地域の応急救護力の向上を図ります。【地域防災課】
36　災害時医療救護体制の整備	・大規模災害発生時の救急患者搬送路の確保に努めます。【地域防災課】 ・大規模災害時に備えた研修・訓練を実施します。【保険健康課】 ・県の情報通信体制（広域災害救急医療情報システム）と綿密な連携を図り、災害発生時における災害医療の情報収集・情報共有により救護体制の整備を図ります。【保険健康課】 ・災害発生時における医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期における医療確保を図ります。【保険健康課】
38　医薬品・医療機器等の整備	（再掲　２－１参照）
39　ヘリポート等の整備	（再掲　２－２参照）
44　広域応援体制の強化	（再掲　２－１参照）
60　道路啓開・交通規制体制の整備	・道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のために、道路啓開の実施体制や交通規制体制の強化を図ります。【都市整備課】【地域防災課】 ・農道・林道を迂回路として活用できるよう、道路管理者間の情報共有を推進します。【農林課】 ・災害時における県との連絡体制を強化します。【農林課】
61　燃料の確保	・大規模災害時に、災害対策上重要な施設等や車両等に対する当面の石油類燃料の供給を行うため、燃料の確保対策を進めます。【地域防災課】

起きてはならない最悪の事態	
２－６　被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
36　災害時医療救護体制の整備	（再掲　２－６参照）
40　防疫体制の整備	・災害時の感染症の発生予防・拡大防止のため、マスク等の防疫用品の備蓄を行います。【保険健康課】 ・災害時に感染症等が発生した場合の対応について、防疫センター従事者に対して被災場面を想定した研修等を実施します。【保険健康課】
41　広域火葬体制の強化	・大規模災害により、平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、遺体の火葬を行うことが不可能となる事態が想定されることから、広域火葬体制を強化します。【環境課】 ・災害時における埋火葬を円滑に進めるため、神奈川県広域火葬計画に基づき県と連携して広域的な協力体制の強化を図ります。【保険健康課】
59　業務継続体制の確保	・災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、町（役場）の業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図ります。【企画総務課】

起きてはならない最悪の事態	
２－７　劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
19　避難所・避難場所の確保・整備	（再掲　１－１参照）
27　外国人の安全確保対策	（再掲　１－１参照）
36　災害時医療救護体制の整備	（再掲　２－５参照）
38　医薬品・医療機器等の整備	（再掲　２－１参照）
40　防疫体制の整備	（再掲　２－６参照）
48　要配慮者等への支援	（再掲　１－１参照）

55　応急仮設住宅の迅速・的確な提供	・応急仮設住宅への入居手続きを円滑に実施するため、事前対策を進めます。【定住対策課】 ・復旧優先度を確認し迅速な供用が出来るようにするため、応急仮設住宅建設計画に上下水道課も参加し、事前調整を行います。【上下水道課】 ・国・県及び関係自治体と連携し、応急仮設住宅の支援を受けるための準備・事前対策を進めます。【地域防災課】
57　飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	（再掲　２－１参照）

事前に備えるべき目標	
３　行政機能の維持	
起きてはならない最悪の事態	
３－１　被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	
31　関係機関との連携による防災訓練の実施	（再掲　１－１参照）

起きてはならない最悪の事態	
３－２　行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
３　防災拠点となる公共施設等の耐震化	（再掲　１－２参照）
33　実践的な訓練の実施	（再掲　２－２参照）
58　災害対策本部の機能強化	・各種災害による被害発生を極限し、大規模地震等の突発的災害発生後も迅速かつ的確に応急・復旧活動を展開して被害を最小限に抑えるため、災害対策本部の物心両面の機能強化を図ります。【地域防災課】 ・突発的な災害（大規模地震等）の発生に対して、速やかに災害対策本部機能を発揮できる体制を準備します。【地域防災課】
59　業務継続体制の確保	（再掲　２－６参照）
66　学校の防災体制の整備	（再掲　１－１参照）
70　復興対策マニュアルの整備	・事前に被災後の復興の方向性を検討するなど、被災時の計画的な復興の推進に取り組みます。

	【企画総務課】【地域防災課】

事前に備えるべき目標	
４　情報通信機能の確保	
起きてはならない最悪の事態	
４－１　防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
5　広域避難を必要とする大規模災害発生時の情報伝達体制の整備	（再掲　１－５参照）
23　輻輳（ふくそう）への対策	・輻輳(電話が繋がりにくい状況)対策として、防災無線、安心メールによる情報伝達を活用するとともに、住民に対して、災害用伝言ダイヤル「171」等の活用について防災広報します。【地域防災課】
73　雪害に対する安全性の確保	（再掲　１－６参照）

起きてはならない最悪の事態	
４－２　テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
5　広域避難を必要とする大規模災害発生時の情報伝達体制の整備	（再掲　１－５参照）
49　町民等への情報発信体制の整備	（再掲　１－３参照）
51　被災者支援に関する情報システムの構築	・町民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を図るとともに、被災者台帳システムの運用を図る体制整備に努めます。【企画総務課】【地域防災課】 ・山北町以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、山北町の災害や生活情報等を伝達できる体制の整備に努めます。【地域防災課】 ・山北町外に住む家族や災害ボランティアなど、町内外から被災者支援を実施する方への情報伝達手段としてインターネット等各種手段の活用を図ります。【地域防災課】

事前に備えるべき目標	
５　経済活動の機能不全防止	
起きてはならない最悪の事態	
５－１　サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
37　企業の防災体制の確立	・災害発生時に企業が「自助」「共助」の力を発揮して、迅速に救助や避難などの活動、さらには経済活動の維持等を行うことができるよう、企業の防災に関する取組への支援を行う必要があります。【商工観光課】【地域防災課】 ・中小企業者のＢＣＰ作成について、関係機関と共に支援します。【商工観光課】【地域防災課】

起きてはならない最悪の事態	
５－２　エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響	
37　企業の防災体制の確立	（再掲　５－１参照）
61　燃料の確保	（再掲　２－１参照）

（５－３、５－４は欠番）

起きてはならない最悪の事態	
５－５　東名高速道路や国道２４６号等の幹線が分断するなど、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
６　土砂災害対策	（再掲　１－５参照）
７　治山対策	（再掲　１－５参照）
15　道路・橋りょう等の整備	（再掲　２－２参照）

起きてはならない最悪の事態	
５－６　食料等の安定供給の停滞	
57　飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	（再掲　２－１参照）

事前に備えるべき目標	
６　ライフラインの維持・復旧	
起きてはならない最悪の事態	
６－１　電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・ＬＰガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
22　電力の安定供給	・電力の安定供給確保のため、日頃から電力供給会社と連携を図り、計画的な維持管理に協力します。【地域防災課】
37　企業の防災体制の確立	（再掲　５－１参照）
63　自立・分散型エネルギーの導入促進	・エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進します。【環境課】
73　雪害に対する安全性の確保	（再掲　１－６参照）

起きてはならない最悪の事態	
６－２　上水道等の長期間にわたる供給停止	
20　水道施設の耐震化及び給水体制の確保	（再掲　２－１参照）
57　飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	（再掲　２－１参照）
74　雪害に対する安全性の確保	（再掲　１－６参照）

起きてはならない最悪の事態	
６－３　汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
21　汚水処理機能の確保	・ビジョン、事業計画等により、老朽化施設の更新及び耐震化を行い、ライフラインである上下水道の安全性向上を図ります。【上下水道課】
73　雪害に対する安全性の確保	（再掲　１－６参照）

起きてはならない最悪の事態	
６－４　鉄道・高速道路等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止	
６　土砂災害対策	（再掲　１－５参照）
７　治山対策	（再掲　１－５参照）
15　道路・橋りょう等の整備	（再掲　２－２参照）
60　道路啓開・交通規制体制の整備	（再掲　２－５参照）
62　道路の安全確保	・道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のために、災害に強い交通安全施設等の整備を推進します。【地域防災課】

起きてはならない最悪の事態	
６－５　防災インフラの長期間にわたる機能不全	
50　災害情報の収集・伝達体制の整備	（再掲　１－５参照）

事前に備えるべき目標	
７　二次災害の防止	
起きてはならない最悪の事態	
７－１　地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
４　建物の不燃化対策	（再掲　１－２参照）
17　市街地の防災性向上	（再掲　１－１参照）
19　避難所・避難場所の確保・整備	（再掲　１－１参照）
34　消防団・自主防災組織の強化	（再掲　１－１参照）
43　消防の広域化	（再掲　２－３参照）
44　広域応援受援体制の強化	（再掲　２－１参照）
67　文化財所有者・管理者の防災対策	（再掲　１－１参照）

（７－２　欠番）

起きてはならない最悪の事態	
７－３　沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、トンネル等地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	
１　住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策	（再掲　１－１参照）
２　民間大規模建築物の耐震化	（再掲　１－２参照）
19　避難所・避難場所の確保・整備	（再掲　１－１参照）
60　道路啓開・交通規制体制の整備	（再掲　２－５参照）
64　応急危険度判定等の体制整備	・応急危険度判定士及び被災宅地危険度測定氏の指導、支援を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の要請、資器材の確保などを進め、その実施体制、連絡体制及び判定制度相互の連携体制などの整備をさらに充実します。【都市整備課】

起きてはならない最悪の事態	
７－４　ため池、防火水槽、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	
12　貯水池等の整備	・ダム貯水池（丹沢湖）の護岸整備や丹沢湖に堆積する土砂の除去について県で適切に実施するよう県に働きかけます。【都市整備課】 ・ダム貯水池（丹沢湖）に流入する各河川（河内川、玄倉川、世附川等）からの土砂崩れ等による土砂流入の除去等を適切に実施するよう県に働きかけます。【都市整備課】
13　河川管理施設の整備	・時間の経過とともに老朽化が進む河川管理施設について、維持管理を強化するよう県に働きかけます。【都市整備課】

起きてはならない最悪の事態	
７－５　有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃	
25　危険物等施設の安全対策	（再掲　１－１参照）

起きてはならない最悪の事態	
７－６　有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃	
７　治山対策	（再掲　１－５参照）
８　森林の機能維持	・県事業を活用し、私有林の公的管理を推進します。 ・水源の森林づくり事業に取り組み、水源地域の森林機能向上を進めます。【農林課】
14　農業用施設等の整備	（再掲　１－４参照）

事前に備えるべき目標	
８　地域社会・経済の迅速な再建・回復のための条件整備	
起きてはならない最悪の事態	
８－１　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
68　災害廃棄物の処理体制の整備	・大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画を策定します。【環境課】

起きてはならない最悪の事態	
８－２　復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
60　道路啓開・交通規制体制の整備	（再掲　２－５参照）
70　復興対策マニュアルの整備	（再掲　３－２参照）

起きてはならない最悪の事態	
８－３　広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
10　河川改修	（再掲　１－４参照）
11　排水施設の整備	（再掲　１－４参照）
71　地籍調査の促進	・地籍調査を計画的に進めます。【財務課】

起きてはならない最悪の事態	
８－４　貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
26　町民の防災意識の向上	（再掲　１－１参照）
28　防災教育の充実	（再掲　１－１参照）
34　消防団・自主防災組織の強化	（再掲　１－１参照）
48　要配慮者等への支援	（再掲　１－１参照）
54　避難所の運営体制の整備	（再掲　１－１参照）
65　災害救援ボランティア活動の充実強化	・災害救援ボランティアの迅速な受け入れ体制及び活動環境の整備を進め、被災地の細かなニーズの把握、及び各ボランティア団体や各種関係団体等との連携強化を進めます。【福祉課】【地域防災課】【企画総務課】
67　文化財所有者・管理者の防災対策	（再掲　１－１参照）
69　被災者相談・被災者支援の実施体制の整備	（再掲　１－１参照）
70　復興対策マニュアルの整備	（再掲　３－２参照）

起きてはならない最悪の事態	
８－５　事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
16　計画的な土地利用	（再掲　１－１参照）
70　復興対策マニュアルの整備	（再掲　３－２参照）
71　地籍調査の促進	（再掲　８－３参照）

起きてはならない最悪の事態	
８－６　風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	
49　町民等への情報発信体制の整備	（再掲　１－５参照）

第５章　計画の推進

１　推進方針

(1)　行政、民間事業者等、町民による協働の推進

国土強靭化の推進にあたっては、行政のみの取組によって推進できるものだけでなく、町民及び民間事業者等が連携しなければ推進できない施策も多くあります。このため、行政、民間事業者等及び町民が協働して国土強靭化の推進に取り組むこととします。

(2)　国、県、周辺自治体及び民間事業者等との連携

国土強靭化の取組を実効性のあるものとするため、町のみならず国、県、周辺自治体及び関係機関、さらに町民と民間事業者等を含め、関係者が協働して取り組むこととします。

２　施策の重点

限られた資源で効率的・効果的に強靭化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。本町では、人命の保護を最優先とする観点から施策の重点化を図ることとします。

重点化すべき施策により回避する「起きてはならない最悪の事態」を次のとおりとします。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	人命の保護	1－1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1－2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1－4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1－5	大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	迅速な救助・救急、医療活動等	2－1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2－2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2－3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2－5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
3	行政機能の維持	3－2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	情報通信機能の確保	4－1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
7	二次災害の防止	7－1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

3　計画の見直し

(1)　本計画の見直し

本計画は、山北町総合計画と整合を図るため、山北町第５次総合計画後期基本計画の計画期間である令和５年度までの概ね２年間とし、以降概ね５年ごとに社会情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、評価の見直しを行うこととします。また国のアクションプランや富士山火山防災対策会議の検討状況、県計画等の動向、本町の各種施策の具体化等を踏まえ、必要に応じて修正・追加等の検討を行うこととします。

(2)　本町の各種計画等の見直し

本計画は、国土強靭化に関する事項について、本町の各種計画等の指針となるべきものです。本町の地域防災計画や都市計画マスタープラン等、国土強靭化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画の内容を基本として行うものとします。